

2014年度個人特別研究費A 研究成果概要

所属・職・氏名： 法学部・准教授・松尾誠紀

研究課題：作為同価値性を持たない不作為犯の規範構造 —機能的な不作為犯論の構築に向けて

研究期間：2014年4月1日～2015年3月31日

研究成果概要（2,000字程度）

(1) 何らかの原因によって現に他人の法益が危殆化されており、しかもその他人自身ではそれに対処できない場合には、第三者による救助行為が必要である。そうした法益危殆化状況において刑法は、第三者に救助義務を課し、その義務違反者には不作為犯が成立するとすることによってそこでの法益の保護を図る。こうした不救助者の罪責を扱う問題領域が不作為犯論である。しかし従前の学説は、不作為犯処罰を、危殆化された法益の救助を促進させるものとして機能的に捉えてはいない。従前の不作為犯論は作為犯と不作為犯の構造上の相違に着目して、例えば不作為によっても（作為犯による充足を予定した）殺人罪の構成要件を実現できるかという不真正不作為犯の成立要件ばかりに関心を集中させている。しかし不真正不作為犯処罰は救助を促進する一方法にすぎない。それにもかかわらず、従前の学説はこればかりに注目してきた。法益救助の促進という機能的観点からは、作為犯との同価値性を持たない真正不作為犯をも包括的に捉える必要がある。

上記の研究の最終目標を達成するために、本研究課題としては、その中でも特に、作為同価値性を持たない真正不作為犯に関し、作為同価値性のある不作為犯（不真正不作為犯）よりも低い違法性を基礎づける要素は何かについて徹底的に解明することを目的とした。この研究目的の達成のためには、次の四つの具体的課題について個々に検討を行う必要がある。第一に、不作為犯の真正・不真正区別に関する一般論の検討、第二に、保護責任者遺棄（致死）罪に関する検討、第三に、道路交通法上の負傷者救護義務違反の罪の検討、第四に、ドイツ刑法等における不救助罪に関する検討である。

本研究課題は、2013年度まで助成を受けていた日本学術振興会学術研究助成基金助成金（若手研究（B））（課題番号 24730062）に基づく研究から引き続いて行われているものであるから、本年度は特に、それまでの成果を受けて、道路交通法上の負傷者救護義務違反罪の研究に取り組んだ。

(2) その研究成果として、松尾誠紀「道路交通法における負傷者救護義務違反罪の義務内容」と題する論説を関西学院大学法学部紀要「法と政治」66巻2号に発表したもので、その概要を示すこととする。

問題の所在は次の点にある。道路交通法72条1項前段は、「交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない」と規定し、その罰則は117条及び117条の5第1項に規定されている。負傷者救護義務違反罪はその中に含まれるものである。このように負傷者救護義務違反罪には結果帰責性がなく、その意味で行為義務性を有する。この点が、従前の学説においてよく検討の対象となる不真正不作為犯と異なる点である。不真正不作為犯では（行為義務ではなく）結果回避義務が問題とされるからである。しかし、真正不作為犯においてそれが行為義務であるからといって、「救護」の内容として、何か行為をすればそれで足りるものではない。かといって、そこで結果帰責性がないために、何を

目標として義務内容を特定すればよいのかは不明確である。そこで、結果帰責性のない負傷者救護義務違反罪の義務内容に関しその特定の仕方について検討を行った。

救護義務の義務内容を検討する前提として、道路交通法 72 条 1 項前段及びその罰則規定を考察して、その保護法益、罪質を明確にし、その上で、同 72 条 1 項前段の罪及び負傷者救護義務違反罪の特質を、他の刑法上の不作為犯との比較の中で明確にした。具体的には、その中でも、停止・確認義務の位置づけ、「負傷者」の上限・下限をめぐる問題において、同 72 条 1 項前段の罪及び負傷者救護義務違反罪の特質が顕在化することを明らかにした。

以上の検討を行った上で、救護義務の義務内容の特定に関して検討を行った。その中でも特に、負傷者救護義務違反罪に結果帰責性は認められなくても、その義務内容の特定にあたって結果関連性までが否定されるわけではないとする、従前の学説にはない新規性のある主張を行った。義務の具体的内容については、救急車を呼ぶ等を行う【第 1 段階】、救急車到着までの【第 2 段階】、救急車到着後の【第 3 段階】に区分し、その義務内容に関する詳細な検討を行った。さらに、そうした義務内容を第三者が行った場合における運転者等の義務の内容についても検討を行った。

従前の不作為犯論においては、不真正不作為犯ばかりに関心が集中し、真正不作為犯に関する本質的検討はそれほど行われていないため、本研究成果の意義は決して小さくはないと思われる。

なお、本研究課題の延長線上において、さらに 2015－2017 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金（基盤研究（C））（課題番号 15K03186）の助成を受けることができた。

研究成果概要は、データで gakunai@kwansei.ac.jp まで提出してください。